

戸籍住民課（１階）		（連絡先 054-221-1061）
オンライン（マイナポータル等）による転出届出	【届出人】 マイナンバーカード（顔認証マイナンバーカードを除く。）が交付されている次の１～３の方が届出人になります。（15歳以上の方） 1 転出する本人 2 転出する本人の世帯主 3 転出する本人と同じ世帯の方 届出人のマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンを使用して手続きしてください。 以下に該当する場合は、オンライン（マイナポータル等）による転出届出ができません。 ・転出する人のうち、１人もマイナンバーカードを保有していない場合。 ・マイナンバーカードの氏名・住所等を最新の情報に更新していない場合。 ・届出人本人のマイナンバーカードの電子証明書又はスマホ用電子証明書、暗証番号が有効でない場合。 利用者証明用電子証明書又はスマホ用利用者証明用電子証明書（４桁の暗証番号） 券面事項入力補助用（４桁の暗証番号） 署名用電子証明書又はスマホ用署名用電子証明書（６桁以上１６桁以下の暗証番号） ・日本国外へ転出する場合。 ・転出する方と別世帯の方が手続きする場合。 【届出方法】 パソコンやスマートフォン等でマイナポータルに接続し、指定された項目を入力します。 ※マイナンバーカードの読み取りができるカードリーダーやスマートフォンが必要です。 【その他】 マイナポータル等で、戸籍住民課からの連絡事項や転出届の処理状況を確認することができます。 転入届出する際に、「マイナポータル等を使ってオンラインで手続きした」とお伝えください。	
	【その他】 ●転出証明書について 交付されません。	
	●マイナンバーカードについて マイナンバーカード申請中の方は、静岡市での交付が取止めになります。 転入先市区町村で改めて申請してください。	
	●公立小・中学校の児童生徒が転出する場合 オンラインでの転出手続きが完了したら、今まで通学していた学校に行き、在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受けてください。その際、オンラインで転出手続きが完了していることを学校へ伝えてください。（春休み、夏休み等でも交付します。月～金曜日） ※転校に関するお問い合わせ【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】	
	●パスポートの住所に変更がある場合 緊急連絡先（パスポート最終ページ）をご自分で訂正してください。 ※顔写真掲載ページの内容に変更がある場合は、転入先市区町村の窓口での手続きが必要です。	

保険年金課（１階） 1/2		保険第１・第２係 054-221-1070 国民年金係 054-221-1065
国民健康保険の加入者が転出する場合	転出届出をすることにより、静岡市国民健康保険からの脱退となります。 手続き後、保険年金課で確認し国民健康保険脱退の処理を行います。 転出された方の居る世帯の世帯主宛に国民健康保険料決定（更正）通知書を送付しますので、ご確認ください。（転出者の状況により、当市在住世帯の方の保険証または資格確認書が変更となる場合もあります。） 当市では転出された月の前月分までの保険料を納めていただきます。 転出先の市区町村に転入した日からは、転出先で資格確認書または資格情報のお知らせが交付されますので、転出先でご確認ください。 ※病院や介護保険施設（住所地特例施設）等への転出の場合や、修学のため親元から転出された場合等、当市の健康保険の継続加入となる場合があります。転出先で確認され、該当する場合は当市へご連絡ください。連絡がない場合は、当市の保険資格は継続されませんのでご注意ください。	
後期高齢者医療制度の加入者が転出する場合	転出届出をすることにより、保険者が変更となります。 手続き後、保険年金課で確認し脱退処理を行います。 当市では転出された月の前月分までの保険料を納めていただきます。 転出先の市区町村に転入した日からは、転出先で「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が交付されますので、転出先でご確認ください。 ※県外の病院や介護保険施設（住所地特例施設）等への転出の場合、静岡県内の保険継続加入となる場合があります（転出元市区町村にて処理）。転出先で確認され、該当する場合は当市へご連絡ください。 連絡がない場合は、静岡県の保険資格は継続されませんのでご注意ください。 75歳未満で障害認定により加入されていた方は、その旨を転入先市区町村へお伝えください。	
（注）保険年金課に関する手続きは上記の他、次ページも確認してください。		

葵区役所〔静岡市外への転出 | オンライン(マイナポータル等)で転出届出する場合〕 令和7年4月

保険年金課（1階）2/2		保険第1・第2係 054-221-1070 国民年金係 054-221-1065
【年金加入者】 ●国民年金の加入者（自営業者や学生などの第1号被保険者）が転出した場合	国民年金の加入者（自営業者や学生などの第1号被保険者）が転出する場合、転出先の市区町村で転入手続きを行うことにより、国民年金の住所が変更されます。 また、国民年金保険料の納付書は、引き続き使用できます。	
【年金受給者】 ●高齢年金、障害年金、遺族年金などの受給者が転出した場合 ●60歳以上で年金受給者以外の方が転出した場合	年金事務所へ住所変更の届出が必要な方と、不要な方がいます。基礎年金番号をご用意の上ねんきんダイヤルにお問い合わせください。 ねんきんダイヤル 0570-05-1165 (050から始まる電話からは、03-6700-1165) ※共済年金や、企業年金を受給されている方は、各機関にお問い合わせください。	

窓口 市民税課（2階）		市税証明係 054-221-1032 軽自・諸税係 054-221-1218
②③	静岡市に住民登録があった時の課税(所得)証明が必要になった場合	郵便により請求していただくこともできます。詳しくは、静岡市ホームページをご覧ください。
②④	原動機付自転車(125ccまで)、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が転出する場合または、市外の他の人に譲る場合(廃車)	☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書(残っている場合) 【持ち物】 ☐ 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ※郵便でも受付しています。静岡市ホームページをご覧ください。
【その他】原動機付自転車(125ccまで)、小型特殊自動車及びミニカー以外の問い合わせについては下記をお願いします。 バイク(125cc超〜)と普通自動車 静岡運輸支局検査登録担当 (050-5540-2050) 軽三輪・軽四輪車(660ccまで) 軽自動車検査協会静岡事務所 (050-3816-1776)		

窓口 子育て支援課（2階）		給付係 054-221-1093 入園係 054-221-1095
④	児童手当の受給者が転出する場合	【届出人】 受給者 ・給付係へ届け出てください。持ち物はありません。 【備考】 ・転出先での申請で、単身赴任等児童と市外別居の場合、児童のマイナンバー等が必要となる場合があるため、転出先の自治体へ確認してください。
	児童手当の受給者が海外に転出する場合	※新たに受給できる場合または受給者の変更が必要になる場合がありますので、給付係へお問い合わせください。
	児童手当の対象児童、算定対象者(18歳以上22歳以下の子)が転出する場合	【届出人】 受給者 【持ち物】 児童等が転出し、引き続き受給者が監護養育(監護相当・生計費の負担を)する場合は、児童のマイナンバーの記載と次の書類が必要となる場合があります。 ☐ 窓口に来る方の身元確認書類(運転免許証等) ☐ 代理人が届出をする場合、受給者が記載した委任状(委任状の書式は静岡市HPからダウンロードできます。)
	児童扶養手当の受給者・受給対象児童が転出する場合	【届出人】 受給者 【備考】 児童扶養手当証書を持って、給付係へ届け出てください。
	ひとり親家庭等医療費助成金の受給者・対象児童が転出する場合	【届出人】 受給者 【備考】 ひとり親家庭等医療費助成金受給者証を持って、給付係へ届け出てください。
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人・連帯借受人・連帯保証人が転出する場合	【届出人】 本人 【備考】 給付係へ届け出てください。持ち物はありません。
	子ども医療費受給者証を持っている子どもが転出する場合	「子ども医療費受給者証」を返却してください。(郵送可・代理人可) ※受給者証の返却のみ。届出は必要ありません。
⑤	こども園・保育園等に通園(申込)している児童・父母・同居家族が転出する場合	【届出人】 保護者 【持ち物】 ☐ 支給認定証
		・静岡市で利用していた(利用している)園に、転出する旨の連絡をしてください。 ・園児が転出する場合は退園届を、家族が転出する場合は変更届を提出してください。 ・転出先の自治体でも利用申請等の手続きをしてください。

高齢介護課（2階）		介護保険第1、第2係 054-221-1180
要介護(要支援)認定を受けている人が転出する場合（申請中の方を含む）	転出先の自治体で、異動日（転入した日）から14日以内に要介護度等を引き継ぐ手続きをしてください。	
外国人高齢者福祉手当を受けている人が転出する場合	手続きが必要です。【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】へご連絡ください。	

障害者支援課（2階）		支援係 054-221-1099 給付係 054-221-1589
支援係	身体障害者手帳をお持ちの方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
	療育手帳をお持ちの方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
	特別児童扶養手当、重度心身障害児扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受けている方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
	心身障害者扶養共済制度に加入している方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
	重度心身障害者医療費助成金受給者証(身体・知的)をお持ちの方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
	自立支援医療（更生医療）を受けている方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
給付係	障害福祉サービスを受けている方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。 ※障害支援区分認定証明書が必要な方（転出先でサービスの利用がすぐに必要な方）はご相談ください。
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。
	自立支援医療（精神通院）を受けている方が転出する場合	
	重度心身障害者医療費助成金受給者証(精神)をお持ちの方が転出する場合	転出先の自治体で手続きをしてください。

お客様サービス課（2階） (水道・下水道)		上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132
水道・下水道のご使用を止めるとき 井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	- 電話又は水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 - 連絡先 【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。 - 水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554	



静岡市まちづくり公社（市営住宅）（3階）		054-221-1253
市営住宅入居世帯全員が転出する場合	退去する15日前までに、返還届を提出してください。（用紙は3階静岡市まちづくり公社にあります。）	
	【持ち物】 ☐ 名義人の口座番号のわかるもの ☐ 転出先の住所と電話番号	
市営住宅の名義人が転出する場合	3階静岡市まちづくり公社へお問い合わせください。	
同居人が転出する場合	転出届出後、異動届を提出してください。（用紙は3階静岡市まちづくり公社にあります。）	
	【持ち物】 ☐ 全員が記載されている住民票（転出者に×印のついているもの、続柄・本籍記載）	

住宅政策課（県営安倍口団地）（5階）		管理係 054-221-1132 収納係 054-221-1289
県営安倍口団地入居世帯全員が転出する場合	県営安倍口団地汚水処理場使用連絡票を提出してください。 ※その他必要な手続きについては、静岡県住宅供給公社（054-255-4824）へお問い合わせください。	
	【届出人】	本人又は家族（電話でも可）
	【持ち物】	☐ 県営安倍口団地汚水処理場使用連絡票
	【備考】	- 用紙は住宅政策課にあります。 - 県営安倍口団地汚水処理場使用連絡票申込用 QR からもお申し込みできます。



廃棄物対策課（１３階）		浄化槽推進係	054-221-1264
し尿くみ取りが廃止になる場合 または、し尿くみ取りをしている 家庭で人数が減った場合	【届出人】本人又は家族（電話でも可）		

市民自治推進課（１５階）		自治活動支援係	054-221-1265
戦傷病者手帳を持っている人が 転出する場合	転出先の市町村役場で手続きをしてください。		

戸籍管理課（１５階）		霊園・斎場係	054-221-1297
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園 利用者が（名義人）が転出する場合 ※届出後、戸籍管理課へご連絡くだ さい。市営墓地利用者住所変更届出書 を送付いたします。	・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 市営墓地利用者住所変更届出書、転出先の住民票写し、市営墓地利用許可証 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所4階地域総務課での手続きとなります。		
市営納骨堂利用者が転出する場合 ※届出後、戸籍管理課へご連絡くだ さい。市営墓地利用者住所変更届出書 を送付いたします。	・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 納骨堂利用者住所変更届出書、転出先の住民票の写し、納骨堂利用許可証		

庁 舎 外

門屋浄水場内 中山間地水道課		簡易水道施設係	054-207-9470 （葵区門屋99 門屋浄水場）
市営簡易水道の使用を止めるとき 対象地区：井川、日向、坂ノ上	【届出人】本人又は家族（電話でも可）		

動物愛護センター	静岡市葵区産女953番地	動物愛護第1係（葵区・駿河区）	054-278-6409
	静岡市清水区役所2階	動物愛護第2係（清水区）	054-354-2403
	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号	蒲原支所地域振興係（清水区蒲原）	054-385-7730
犬の飼い主として登録してある人が 転出する場合	転出先の市町村役場に届出をしてください（マイクロチップが装着された犬の場合は、事前にお電 話等で転出先の市町村役場にお問い合わせください）。 事前のお問い合わせは上記にお願いします。		

市立図書館各館							
図書館カードの交付を受けている人が転出する場合 ※市外局番（054）	【届出人】	本人又は家族					
	【連絡先】	中 央 図 書 館	247-6711	北 部 図 書 館	653-1817		
		御 幸 町 図 書 館	251-1868	麻 機 分 館	248-5035		
		藁 科 図 書 館	278-4100	美 和 分 館	296-6501		
		南 部 図 書 館	288-2151	清水中央 図 書 館	354-1331		
		西 奈 図 書 館	265-2556	清水興津 図 書 館	360-4311		
		長 田 図 書 館	259-7878	蒲 原 図 書 館	388-3456		

保健所 保健所総務課		疾病対策係	054-249-3177
特定医療（指定難病）受給者が転 出する場合	【届出人】本人または家族 【備 考】転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。		
小児慢性特定疾病医療受給者、自 立支援医療（育成医療）受給者、 未熟児養育医療受給者が転出する 場合	【届出人】本人または家族 【備 考】転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。		
被爆者健康手帳を持っている人が 転出する場合	転出日から30日以内に転出先の保健所に届け出てください。		

保健所 感染症対策課		予防接種係	054-249-3173
予防接種シールの発行を受けた方 が転出する場合	・静岡市の予防接種シールは転出後は使用できないため、破棄して下さい。 ・転出後の接種については、転出先の自治体で手続きをしてください。		